

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

○ 裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則			
第十五条 簡易裁判所判事の報酬月額は、特別のものに限り、当分の間、第二条の規定にかかわらず、九十六万八千円とすることができる。			
別表（第二条関係）			
区	分	報酬月額	報酬月額
最高裁判所長官		二、〇一六、〇〇〇円	二、〇一〇、〇〇〇円
最高裁判所判事		一、四七〇、〇〇〇円	一、四六六、〇〇〇円
東京高等裁判所長官		一、四一〇、〇〇〇円	一、四〇六、〇〇〇円
その他の高等裁判所長官		一、三〇六、〇〇〇円	一、三〇二、〇〇〇円
	一 号	一、一七八、〇〇〇円	一、一七五、〇〇〇円
	二 号	一、〇三八、〇〇〇円	一、〇三五、〇〇〇円

判 事 補							判 事					
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円	三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	五一八、〇〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	九六八、〇〇〇円

判 事 補							判 事					
七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号
二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円	三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	五一六、〇〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	九六五、〇〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
三六七、一〇〇円	三八九、三〇〇円	四二三、〇〇〇円	四四〇、四〇〇円	五七六、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	七〇八、〇〇〇円	八二〇、〇〇〇円	二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円

八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	十二号	十一号	十号	九号	八号
三六四、九〇〇円	三八七、八〇〇円	四二一、五〇〇円	四三八、九〇〇円	五七四、〇〇〇円	六三四、〇〇〇円	七〇六、〇〇〇円	八一八、〇〇〇円	二三七、七〇〇円	二四三、四〇〇円	二四九、二〇〇円	二五八、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円

簡易裁判所判事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二四四、〇〇〇円	二四九、四〇〇円	二五四、八〇〇円	二六三、五〇〇円	二八二、二〇〇円	二九一、四〇〇円	三〇七、九〇〇円	三二二、四〇〇円	三四三、八〇〇円

簡易裁判所判事

十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号
二三七、七〇〇円	二四三、四〇〇円	二四九、二〇〇円	二五八、〇〇〇円	二七八、〇〇〇円	二八七、五〇〇円	三〇四、七〇〇円	三一九、八〇〇円	三四一、六〇〇円